

# 義務形式をめぐる発話対

川 井 章 弘

## 1. 「しなければならない」の先行研究

ひとつの言語形式が他の文法形式に置換可能な場合が時として起こる。例えば、「～しなければならない」という「義務」を表すとされる用法は、田村(1999)によって「するべきだ」「せざるをえない」「するはずだ」の三つの形式に置換可能であり、従来の「しなければならない」形式において指摘されてきた(1)「義務・責任」(森田・松木 1989),「義務・必要」(丹羽 1991), (2)「必然」(坂田・倉持 1993)(丹羽 1991), (3)「推論」(森田・松木 1989), (坂田・倉持 1993)といったいわゆる「しなければならない」形式の意味の幅は、上記の三種類に収まると報告されている。氏の論を再掲すると、

(1) 医者は最後まで、患者の命のために戦わなければならないという宿命を負った職業である。(丹羽 1991 改訂)

今度の販売競争で勝ったら、部下にごちそうしなければならない。

(2) 大蔵省の名誉を守るため、しかたなく彼をやめさせなければならなかった。

私はもはやあきらめなければならなくなった。

(3) 大正生まれというのが本当なら、彼はもう還暦を過ぎていなければならない。

一月前に頼んだのだから、今ごろは修理が終わっていなければならないのに、いったい、何をやっているんだ。

これらのうち、「すべきだ」に置換可能な用例(1)は、動作主体の自己制御性が高いものと規定され、本意ではないといった文脈、すなわち「せざるをえない」で置換され得る用例(2)は、動作主体の自己制御性が低く、最後の(3)のような用例は、自己制御性とは関係がないと規定され、「自己制御性」の濃淡が「しなければならない」で表される義務形式の意味の幅、すなわち、(1)「義務・責任」(森田・松木 1989),「義務・必要」(丹羽 1991), (2)「必然」(坂田・倉持 1993) (丹羽 1991), (3)「推論」(森田・松木 1989), (坂田・倉持 1993) の意味の幅を生んでいると考えている。

そうした、他の形式に置換されうる「しなければならない」の用法であるが、逆に「すべきだ」「せざるを得ない」「するはずだ」でも表される用法がこの場合なぜ、「しなければならない」形式で表わせたのであろうか。本稿では、田村(1999)とは逆の思考——「しなければならない」形式で表現されているという、「しなければならない」形式の求心力に焦点をあて、第二節では、その発話対の問題をとりあげようとする。

まずは「しなければならない」形式の誤用及び臨界例を見てみよう。

(4a)<sup>22</sup> 私には市長として愛さなければならない市民がいる。

(4b) 私には、愛さなければならない妻子がある。

(5a)<sup>22</sup> 担当がいなかったなので、私は帰らなければならない。

(5b) 担当者に嫌われてしまって、私は帰らなければならなかった。

(6a)\* さっきから道が妙にすいていると思っていたが、すいていなければならないよ。だって、今日は日曜日だよ。

(6b) 今日は通行制限をしたので、その道路はすいていなければならない。

(4)(5)(6)の各aとbの用例を比べると、相対的にb文の文法性が高いと判断される。「しなければならない」形式が採用できるか否かの問題は、結局、

先に見た他の形式への置換可能性の問題と同時に、「しなければならない」形式が採用される意味として、どういう知覚のメカニズムが働いているのかを検討しなければならない。他の三形式でまかなえるのであれば、「しなければならない」形式で言う必然性がないからである。

おそらく結論的に言えば、「すべき」「せざるを得ない」「するはず」でも置換可能でありながら、あえて、「しなければならない」と表現せざるを得なかった話者の心理には、その話者の意志の問題だけではなく、場面・状況を含め、他から律せられたのだというような認知が働いており、その知覚を前景化して表現しているということにあると思われる。

さて、日本語教育の現場において、「しなければならない」形式の導入に

(7) 放課後、残りなさい。→私は、放課後残らなければなりません。

というように「命令形」を使って導入することは、この場合、きわめて示唆的であるといえる。「しなければならない」形式が成立する場合の認知には、他から命令され、制御されるという視点がからんでいるからである。

さて、この「他律性」という視点がなければ、説明に苦慮する場合がある。例えば(6)の用例は主体の意志とは無関係であり、先に見た「主体の意志性・制御性」の諸段階からは「はず」形式が可能であることは説明できても、「しなければならない」で表現し得ることを説明できない。また、(6)や(3)の用例は、一見、「はずだ」の持つ「蓋然性の高い推測用法」とはなじみにくいですが、「さまざまなある根拠を通して当該事態は1つの予測的事態として収斂する」といった、「他律性」の認知が成立するとき「しなければならない」形式が採択可能になるということをもの語っていよう。次に、「せざるをえない」に関していえば、(5)の文において、例えば、担当者に嫌われて「帰れ」と言われたような他律的な状況では、発話者としてはその命令的事態に焦点をあてて「帰らなければならなくなった」と表現するほうがよりの確だろうし、一方、訪問したのに担当者がいなかったような状況では、しかたなく自己の側の選択として「帰らざるをえない」と表現するほうが自然となろう。

さらに、用例(4)、無意志動詞「愛する」場合、家族・市民について「愛す

べき」がa文、b文の双方ともに可能であるのは、夫、市長、それぞれの立場からの理想的状況としてである。これに対し、不幸にして、そのような気持ちにならない夫が、「家族の面倒を見るのは夫の義務だ」と言われるなど、他律的な状況に接して「愛さなければならない」と表現できる事態がこれにあたる。その一方、市長は、市民生活にかかわる行政を適正に運営管理することが職務の要件で、愛する義務までは法律的には要求されない。(4b)「市長として愛さなければならない市民」文の文法性が落ちるのは、市民側から市長に対して愛する行為を求めるという他律性が薄いためである。

## 2. 認知モデルと評価モデルにおける発話対

さて、上述したように、ある思考が、他律的状況において義務として差異化され、文形式として「しなければならない」が産出されることになるわけであるが、ここで、日本語の義務形式が「否定形の条件」形式と接続し、「ならない」「いけない」という動詞の否定形を用いた評価にさらに接続している形式であることが注目される。すなわち、アドバイスを実現する形式は「するとよい」「すればよい」「したらよい」など条件表現と肯定評価から実現され、また同様にアドバイスを表す「しなくていい」「しなければよい」が、やはり、否定の条件表現と肯定の評価から実現され、さらに、禁止を表す「してはいけない・してはならない」、さらに、許可与えを表す「してもよい」「しなくてもいい」など、義務形式ときわめて似た形式によって、それぞれの文法的意味を実現していることに注意される。

そこで、稿者は以前、次のような実験をしたことがある。

「食べるー食べるな」という肯定ー否定の言語セットがある。それと同じように、①「食べなければいけないよ」と②「食べてはいけないよ」についてそれぞれ反対となる表現形式をあげよ。」というクイズを母語話者に出してみたのである。解答は、圧倒的に、

- ①「食べなければいけないよ」に対して、「食べなくてもいいよ。食べる必要はない。」
- ②「食べてはいけないよ」に対して、「食べてもいいよ。(「かまわない」など)」

であった。

しかし、次のような、問いに対してはどうであろうか。

③病気であまり食べることができない友人になんてアドバイスしますか。

〈食べる〉

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| もっと、食べたほうがいい。    | 〈助言〉         |
| もっと、食べろ。         | 〈命令〉         |
| もっと、食べるべきだ。      | 〈必要〉         |
| もっと、食べないといけない。   | 〈否定型禁止〉      |
| もっと、食べなければいけない。  | 〈義務1〉 ………①形式 |
| ?もっと、食べなければならない。 | 〈義務2〉        |

④太りたくないと言っているのに、間食をとっている友人になんてアドバイスしますか。

〈間食する〉

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 間食しないほうがいい。 | 〈否定型助言〉     |
| 間食してはいけない。  | 〈禁止〉 ………②形式 |
| 間食すべきではない。  | 〈否定義務〉      |
| 間食してはいけない。  | 〈禁止〉        |
| 間食してはならない。  | 〈否定型義務〉     |

③の事態と④の事態とは正反対の事態である。

そして、②「Vしてはいけない」の反対の表現が「Vしてもいい」であるなら、④の反対の事象である③の事態には「Vしてもいい」が使えるはずである。

しかし③病気であまり食べることができない友人にアドバイスする場合、

\*もっと、食べてもいいよ。

は許可されない。

同様に、①「Vしなければいけない」の反対の表現が「Vしなくてもいい。Vする必要はない。」であるなら、③の反対の事象である④の事象に関しては

「Vしなくなくてもいい」が使えるはずである。

しかし④太りたくないと言っているにもかかわらず間食をしている友人に対しては、

\*間食しなくともいい。

\*間食する必要がない。

など、先の事態と同じく、反対と考えた表現は反対の事態には使えないことがわかる。

では、

(8) A：食べなければいけない？ B：食べなくともいいよ。

(9) A：食べてもいい？ B：食べてはいけません。

など、先の反対と考えた表現は結局のところ何を意味していたのであろうか。

先の母語話者へのクイズの〈反対〉とは、「想定している事態が異なるのか」、「事態と聞き手の心理は共有されつつもいいか悪いかの評価が異なるのか」といった違いが絡んでいるのである。

たとえば、(3)病気であまり食べられないし、あまり食べたくないという状況において、Aは、「食べない」という否定命題の可否をBにたずねる。その「食べない」ことが良いか悪いかといった評価上の対が(8)のセットである。他方、「太りたくないが食べたい」という欲求をもって「間食をとっている」(4)のような状況で、Aは「食べる」という命題の可否をBにたずねる。これが(9)文で、その「食べる」ことがよいか悪いかといった評価上の対が(9)のセットである。

すなわち、事態と心理を共有した上で、さらに、その発話欲求の評価上の対立が、(8)(9)の表現のセットとなっているのである。これを「同型命題異評価対」と称することにする。

これに対して、例えば、「した方がいい」「しない方がいい」といったようなアドバイスの表現は、上記のセットとは対立軸が異なるといえる。先の③の事態、病気であまり食べられず、しかもあまり食べたくない人に対してだと「食べた方がいいよ。」が自然であり、一方、先の④の事態、太りたくない

と言っているのに、食べたいと思いながら間食をとっている友人へのアドバイスだと「食べない方がいいよ」が自然となる。すなわち、この対は、「食べたい」という前提の欲求を共有した場合、「\*食べた方がいい」「食べない方がいい」は対となってあらわれない。また、同様に「食べたくない」という欲求を共有した状況では「食べた方がいい」「\*食べない方がいい」が対となってあらわれない。「食べたい」「食べたくない」という前提となる欲求命題そのものが異なっているのである。これを、「異命題対」と呼ぶことにしよう。

そして、やっかいなのは、先の「たべろーたべるな」という肯定否定クイズは、実は、文末に、「な」という「否定の要素」がついていて、一見、いい、わるいといった「同型命題異評価対」の構造のように見えながら、実は、「食べたくない」という欲求に対して「たべろ」であり、「食べたい」という欲求に対して「食べるな」という、「異命題対」のセットであったのである。

このことから、言語教育には、2つの側面、

③病気であまり食べることができない友人にアドバイスする場合。

④太りたくないと言っているのに、間食をしている友人にアドバイスする場合。

というように異なる現実に見合って表出しなければならないという側面と、

A：(嫌いなものでも) 食べなければいけない？

B：食べなくてもいいよ。

A：これ、食べてもいい？

B：お客様用よ。食べてはいけません。

というように、談話を遂行する際の談話上のセットの側面とがある。この二つが十全にかみあうことで、いわゆる自然な談話が遂行されるものと思われる。

さて、本稿では、まずは前者であげた、異なる現実に見合った表出をする際の、表現のバリエーションと機能間の差異に焦点をあてて、その使い分け意識を整理して行こうと思う。以下に、「同型命題異評価対」と「異型命題対」を表にまとめる。

二人称事態

(Pは「食べる」という命題を表し、→はその結果を、○×は評価を表す。)

事 態	太りたくないが間食をしている友人に	病気であまり食べられない友人に
欲 求	P (食べる) 食べたがっている	- P (食べない) 食べたがっていない
助 言	①食べないほうがいい 未来の事態 評価 - P → ○	②食べたほうがいい 未来の事態 評価 P → ○
	③食べなければいい - P → ○	④食べればいい P → ○
理 想	⑤ / 未来の事態 評価 - P → ○	⑥食べるべきだ 未来の事態 評価 P → ○
禁 止	⑦食べてはいけない 食べてはならない 食べるべきではない 未来の事態 評価 P → ×	⑧食べないといけない 食べなければならない 未来の事態 評価 - P → ×
許 可	⑨食べてもいい 未来の事態 評価 P → ○	⑩食べなくてもいい 未来の事態 評価 - P → ○

※ ⑤の欄には古語で「行かざるべき」などの表現があったが、現在は使用されていないので省く。



この命題対を意識した「認知ドリル」の必要性は、たとえば、「せざるを得ない」に関する指導書などに端的にうかがわれる。

・せざるをえない

「Vない」の「ない」を「ざる」にかえて作る。ただし、「する」は、「せざるをえない」となる。(くろしお『日本語文型辞典』)

文を作らせようとの配慮を持ちながら、当該の記述が妥当性を欠いたものとなっているのは、接続形への配慮しかなされていないからである。

「命令形」から導く、「しなければならない」に関しては、「する」の否定形「しない」に仮定形が接続し……という記述が文の産出にあたっては参考にならない。ならば同様に、「せざるをえない」も接続形式以前に、文として言語化されるためには、話者のおかれた状況と心理が必要不可欠である。いわば、本稿でいう、「異命題対」が発話できるようになるためには、話者のおかれた状況や話者の心理の説明「Vする」から導くようにしなければならない。今後、第二言語を学習するものを対象とする文法辞典は、「認知ドリル」作成の必要性を加味して記述する必要があるように思われる。

このことは、表の枠に掲げた。

⑦食べてはいけない 食べてはならない 食べるべきではない	⑧食べないといけない 食べなければならない
------------------------------------	--------------------------

といった横系列である「異命題対」と、

⑧食べないといけない 食べなければならない
⑩食べなくてもいい

の縦系列である「同型命題異評価対」とを意識し、先鋭化した上で、対と会話構成を考える必要があることを意味している。このことは、形式面重視の文法論から、一步踏み込んだ文法理解が望まれているともいえるだろう。

## 参考文献

- (1) 田村直子 (1999) 「ナケレバナナラナイの用法と命題要素とのかかわりーザルヲエナイ, ベキダ, ハズダとの置換性を手がかりにー」 日本語教育 101号
- (2) 丹羽哲也 (1991) 「「べきだ」と「なければならない」」『大阪が区員大学 人文自然論叢』
- (3) 森田良行 (1989) 『基礎日本語辞典』 角川書店
- (4) 森田良行・松木正恵 (1989) 『日本語表現文型』 アルク
- (5) 坂田雪子・倉持保男 (1993) 『教師用日本語教育ハンドブック 文法IIー助動詞を中心にしてー』 改訂版 国際交流基金
- (6) 高梨信乃 (1995・10) 「スルトイイとスレバイイとシタライイ」『日本語類義表現の文法 (上)』 くろしお出版
- (7) グループ・ジャーマシイ 『日本語文型辞典』 くろしお出版
- (8) 1993.5 富田隆行 『日本人の知らない日本語』 市井社